

令和2年5月8日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和2年第1回

杵築市議会臨時会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

目 次

- 議案第 69 号 杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案書 4 ページ -
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度杵築市一般会計補正予算 (第 11 号))
- 議案書 7 ページ -
- 報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号))
- 議案書 8 ページ -
- 報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号))
- 議案書 9 ページ -
- 報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度杵築市介護保険特別会計補正予算 (第 5 号))
- 議案書 10 ページ -
- 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号))
- 議案書 11 ページ -
- 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度杵築市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 議案書 12 ページ -

- 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別
会計補正予算(第4号)) - 議案書13ページ -
- 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市税条例等の一部を改正する条例)
- 議案書14ページ -
- 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案書27ページ -
- 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例)
- 議案書30ページ -
- 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて
(杵築市介護保険条例の一部を改正する条例)
- 議案書33ページ -
- 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて
(工事請負契約の変更契約の締結)
- 議案書36ページ -
- 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて
(工事請負契約の変更契約の締結)
- 議案書39ページ -

報告第17号 専決処分の報告について - 議案書 42 ページ -

報告第18号 専決処分の報告について - 議案書 45 ページ -

報告第19号 専決処分の報告について - 議案書 48 ページ -

議案第 6 9 号

杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につ
いて

杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次
のように定める。

令和 2 年 5 月 8 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

杵築市消防団員等公務災害補償条例（平成17年杵築市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに附則第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「12,400円」を「12,440円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に、「10,600円」を「10,670円」に改め、同表備考1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の杵築市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の杵築市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた杵築市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和元年度杵築市一般会計補正予算（第11号）・・・別冊

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和元年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）・
・別冊

報告第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和元年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

・・・別冊

報告第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和元年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第5号）・・・
別冊

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和元年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）・・・別冊

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和元年度杵築市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

・・・別冊

報告第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和元年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）・・・別冊

報告第 1 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税条例等の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

令和２年３月３１日

杵築市長 永 松 悟

杵築市税条例等の一部を改正する条例

(杵築市税条例の一部改正)

第1条 杵築市税条例（平成17年杵築市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「及び」を「又は」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「理由によって」を「事由により」に、「にあっては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされ

ている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- （1） 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- （2） 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がさ

れている個人が死亡している場合における当該個人の
住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認
める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」
を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「におい
ては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を
「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に
限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2
項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出してい
る場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同
条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に
限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又
は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、
第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第
469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適
用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、
かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保
存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」
に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項
」に改める。

附則第5条の2中「平成34年度」を「令和4年度」に改め
る。

附則第5条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15

年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第6条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第8条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第8条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第26項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第31項第1号」を「附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第31項第2号」を「附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第17項中「附

則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第8条の2第19項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項を削り、同条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第24項とし、同項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第8条の2第27項を同条第26項とする。

附則第8条の4第2項中「平成31年度分及び平成32年度分」を「令和元年度分及び令和2年度分」に改める。

附則第9条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に

改める。

附則第9条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第10条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第15条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第18条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第19条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(杵築市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 杵築市税条例等の一部を改正する条例（令和元年杵築市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、杵築市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の杵築市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

4 新条例第48条第2項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年

度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(杵築市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 杵築市税条例等の一部を改正する条例（平成27年杵築市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(杵築市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 杵築市税条例等の一部を改正する条例（平成28年杵築市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第3条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(杵築市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 杵築市税条例の一部を改正する条例（平成29年杵築市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(杵築市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 杵築市税条例等の一部を改正する条例（平成30年杵築市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第5条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第7条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第9条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

（杵築市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 杵築市税条例の一部を改正する条例（平成31年杵築市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第4項中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

報告第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

杵築市国民健康保険税条例（平成17年杵築市条例第129号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第14条第2項及び第4項中「第6条第1号から第5号まで」を「第6条第1号から第8号まで」に改め、同条第6項中「第6項第1号から第5号まで」を「第6条第1号から第8号まで」に改める。

第24条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の杵築市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第13号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市税特別措置条例の一部を改正する条例

杵築市税特別措置条例（平成17年杵築市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項、第3条第1項及び第4条第1項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

第6条第1項及び第3項中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

報告第14号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

杵築市長 永松 悟

記

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

杵築市長 永 松 悟

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例

杵築市介護保険条例（平成17年杵築市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「27,800円」を「22,200円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「27,800円」を「22,200円」に、「46,300円」を「37,000円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「27,800円」を「22,200円」に、「53,700円」を「51,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の杵築市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

報告第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

杵築市長 永松 悟

記

工事請負契約の変更契約の締結

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更契約の締結を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月19日

杵築市長 永 松 悟

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 工事の目的 | 令和元年度杵築市ケーブルネットワーク網 F
T T H 化工事（第一期工事） |
| 2 | 変更前工期 | 着工 令和元年 9 月 4 日
完成 令和 2 年 3 月 2 0 日 |
| 3 | 変更後工期 | 着工 令和元年 9 月 4 日
完成 令和 2 年 9 月 2 0 日 |

報告第16号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月8日提出

杵築市長 永松 悟

記

工事請負契約の変更契約の締結

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更契約の締結を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月19日

杵築市長 永 松 悟

- 1 工事の目的 令和元年度杵築市ケーブルネットワーク網 F T T H 化工事（第二期工事）

- 2 変更前工期 着工 令和元年 9 月 2 0 日
完成 令和 2 年 3 月 2 0 日

- 3 変更後工期 着工 令和元年 9 月 2 0 日
完成 令和 2 年 7 月 1 5 日

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月8日提出

杵築市長 永松 悟

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料192,324円及びレッカー代16,551円を支払う。

報告第18号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月8日提出

杵築市長 永 松 悟

トを使用した。

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は100%となり、市は、損害賠償金として、相手方の油吸着マット購入費31,240円を支払う。

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月8日提出

杵築市長 永松 悟

市の過失割合は100%となり、市は、相手方に対し、損害賠償金として、445,116円を支払う。

